

## 最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書

日本の労働者の実質賃金は下がり続け、加えて、円安やウクライナでの戦争などにより食料品など生活必需品の値上がりが続いている。物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻である。同時に、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

こうした中、日本の最低賃金は、2023年の改定で加重平均1,004円となった。しかし、イギリス1,729円、フランス1,608円、ドイツ1,732円と比較しても、その水準には届いていない。

また、地域格差も縮まっているとは言えず、東京都1,113円と富山県948円の差は165円となっている。県内ではマイカーを持たないと生活できないなど、必要な生活費は決して東京都と比べても低いとは言えない。県外への若者の流出を防ぐためにも、最低賃金の地域間格差の是正は必要である。

一方で、賃金引上げのためには、中小零細企業に対する支援の強化が必要である。取引先企業への価格転嫁を可能とする仕組み、賃上げ分への国からの財政支援などの施策が求められている。

よって国会及び政府におかれては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国民の暮らしを支え消費を拡大するため、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 生活費の実態にあわせ、最低賃金の地域間格差を是正すること。
- 3 最低賃金引上げの際には、賃上げに伴う経営支援、下請け取引の適正化、各種財政支援など、中小企業への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

富山県黒部市議会